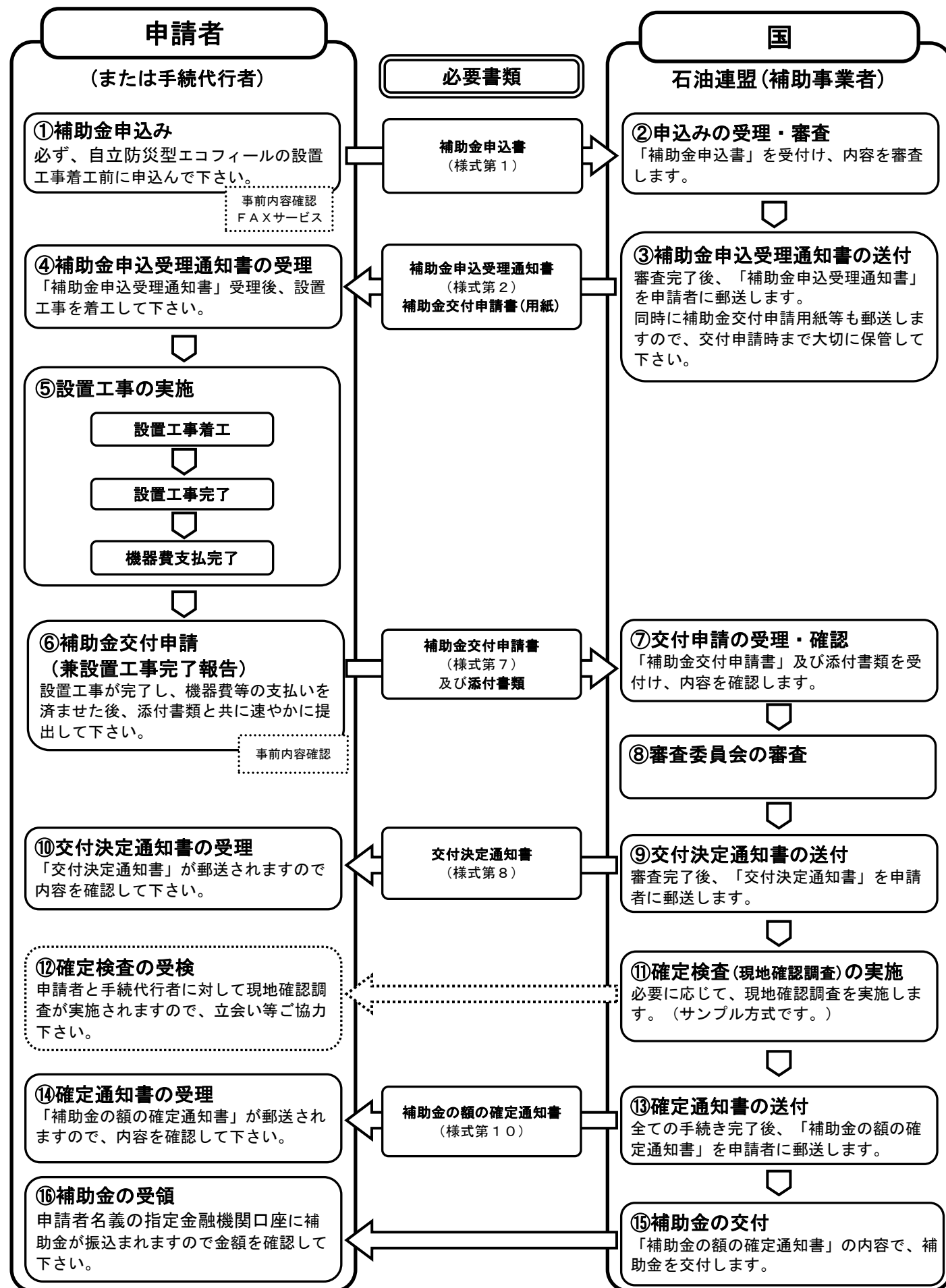


平成28年度「自立防災型高効率給湯器（自立防災型エコフィール）導入支援補助金」交付申請手続きのまとめ

石油連盟



- ①補助金申込み 募集開始：平成28年6月27日(月) 募集締切：平成29年2月15日(水)
- 申込書の定型様式は、石油連盟のホームページ(<http://ecofeel-hojo.paj.gr.jp>)からダウンロードするか、当連盟にお問い合わせ下さい。
 - 必ず設置工事着工前に補助金申込書(様式第1)を当連盟に提出して下さい。提出にあたっては、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)を事前に確認してください。なお、申請者の印は、申請者が個人の場合は認印、法人の場合は社印もしくは代表社印として下さい。
 - リースの場合
申請者が第三者とリース契約を締結し、自立防災型エコフィールを貸付ける場合、共同申請同意書も提出して下さい。
- ④補助金申込受理通知書の受理
- 補助金申込書が受理されると、石油連盟から補助金申込受理通知書(様式第2)が郵送されますので、その内容を確認して下さい。申請内容と異なる場合は、速やかに当連盟にご連絡下さい。
*受理通知書は、設置工事の着工を認めるもので、補助金の交付決定は交付決定通知書(様式第8)により決定します。
- ⑤設置工事の実施
- 石油連盟からの補助金申込受理通知書を受けた後に、自立防災型エコフィールの設置工事を着工して下さい。
- ⑥補助金交付申請(申請書は、石油連盟から郵送された書面をご使用下さい。)
- 自立防災型エコフィールの設置工事が完了し、且つ購入代金等の支払いが終了の後、30日以内に補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)(様式第7)と次の添付書類を当連盟に提出して下さい。
 - 添付書類
 - (a)自立防災型エコフィールの設置状態を示す写真(給湯器本体及び蓄電池の全景(背景も必要)1枚、給湯器の製造番号が確認できるもの1枚、蓄電池の製造番号が確認できるもの1枚。)
 - (b)自立防災型エコフィールの保証書の写し(お客様控)(保証書はメーカーが発行したもので、日付、機種名など全ての事項が記載され、捺印されていること)
 - (c)住民票、運転免許証の写し等、住所が確認できる書類
ただし、記載の住所が設置先住所と異なる場合は、申請者が自立防災型エコフィールを常時使用できることを証する書類などの写しを添付すること(参考例：建築確認済証、登記簿謄本、営業許可証、固定資産税、納税通知書等)
 - (d)申請者が第三者とリース契約を締結し、自立防災型エコフィールを貸付ける場合については、対象設備に関するリース契約書の写し、リース料計算書、及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
 - 注意事項
ホームページに記載する提出期限(平成29年3月10日)までに補助金交付申請書(様式第7)を提出できない場合は、自動的に補助金を受ける権利を失いますのでご注意ください。
- ⑩交付決定通知書の受理
- 補助金交付申請書の内容及び添付書類が適正であり、審査委員会での審査で補助金を交付すべきものと認められた場合は、石油連盟から交付決定通知書(様式第8)が郵送されますので、その内容を確認して下さい。通知内容が申請内容と異なる場合は、速やかに当連盟にご連絡下さい。
- ⑫確定検査の受検
- 申請者及び手続代行者は、石油連盟が必要に応じて行う確定検査(現地調査・サンプル方式)について、調査の受入れ、立会い等にご協力下さい。
なお、補助金交付決定前あるいは補助金交付後に確定検査を行うこともありますので、ご留意下さい。
- ⑭補助金の額の確定通知書の受理
- 補助金交付申請書の審査及び確定検査により、補助するのに適当であると認められた場合、石油連盟から補助金の額の確定通知書(様式第10)が郵送されますので、その内容を確認して下さい。通知内容が申請内容と異なる場合は、速やかに当連盟にご連絡下さい。
- ⑯補助金の受領
- 振込金額が、補助金の額の確定通知書に記載された金額と一致していることを、確認して下さい。
- 補助事業の実施により取得した自立防災型エコフィールについては、善良なる管理者の注意を持って管理し、取得財産等管理台帳(様式第11)を備え、その管理状況を明らかにしておいて下さい。また、石油連盟に提出した書類の写し及び当連盟から受領した書類は6年間(平成35年3月末まで)保管して下さい。
 - 補助金の交付を受けてから6年以内に自立防災型エコフィールの廃棄等を行う場合は、当連盟にご連絡下さい。

*申請者は自立防災型エコフィールの販売事業者等に対して、手続きの代行を依頼できます。ただし、石油連盟からの通知類は全て申請者に郵送され、手続代行者には郵送されません。